

平成 22 年度支障除去等措置済区域等活用方策事前検討調査業務等について

現地調査の概要

平成 22 年 12 月 14 日（火）、環境省が実施している平成 22 年度支障除去等措置済区域等活用方策事前検討調査業務の検討チームが県境不法投棄現場を訪れ、支障除去等事業完了後の跡地についての地球温暖化防止等環境保全に資する土地の利活用方策を設計するための事前調査を実施しました。

調査は検討チームのメンバーである島岡九州大学教授と請負先担当者により行われ、青森県から県境不法投棄事案の概要、環境再生計画及び全国から公募・選定した現場跡地の利活用提案についての説明を行った後、現場内を移動しながら立地、土地の形態等についての調査を行いました。

調査終了後検討チームからは、利活用方策の設計にあたっては地元の要望も考慮しながら検討する必要があるとのコメントがありました。

国では今回の現地調査後に具体的な検討が進められ、今年度内に土地の利活用方策を設計することとしています。

平成 23 年度に国が実施する事業の概要（「平成 23 年度環境省重点施策」平成 22 年 12 月から）

事業名 不法投棄跡地等利用推進事業費補助金（新） 1 億円

1 事業概要

本補助金は、不法投棄等の支障除去等事業が完了した事案の跡地等の利活用方策として、都道府県等が行う地球温暖化防止に資するエネルギー供給のインフラ整備等の事業を支援することで、これら跡地の利活用を進めるとともに、廃棄物の最終処分場の立地等の促進を図るものである。

2 事業計画

(1) 事業内容

- ①モデル地域の選定
- ②地球温暖化防止に資する再生利用可能エネルギー等の最新知見の収集・整理・取りまとめ
- ③モデル区域の跡地利活用方策設計のための事前調査
- ④利活用方策モデル案の設計
- ⑤不法投棄跡地等利用推進事業の実施を内容とする事業

(2) 補助率 1 / 2

(3) 補助先 都道府県及び廃棄物処理法上の政令市